

関係各位

幕別町長 岡田 和 夫

工事費内訳書の提出について（通知）

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布され、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等の改正について、公布の日から1年以内に施行されることになりました。これにより、建設業者は、平成27年4月1日から、全ての公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられました。

このことから、本町においても不正行為の排除及び積算技術の向上等を目的として、平成27年4月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札により契約する建設工事について、入札時に入札参加者から工事費内訳書の提出を求めることといたします。

工事費内訳書の作成にあたりましては、次の事項に留意のうえ入札に参加するようお願いいたします。

記

1 対象建設工事

予定価格が130万円を超える建設工事のうち、平成27年4月1日以降に公告する一般競争入札又は通知通知する指名競争入札に付するものを対象とする。

2 入札参加者への通知

一般競争入札の公告又は指名競争入札通知書において、工事費内訳書の提出が必要である旨を通知する。

3 工事費内訳書の記載事項等

公示用設計図書の閲覧時に示す工事費内訳書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載し、押印すること。

- (1) 入札参加者の商号又は名称、代表者氏名、所在地、入札番号及び工事名
- (2) 建設工事の入札毎に示す工事費内訳書の項目及びその項目に応じた金額

4 提出方法

第1回目の入札時に入札書を入れた封筒に工事費内訳書を同封して提出すること。  
再度入札となった場合は、工事費内訳書の提出は不要とする。

5 工事費内訳書の審査

開札後、最低価格入札者の提出した工事費内訳書を落札者決定前に審査する。

6 入札の無効

工事費内訳書が未提出の場合又は提出された工事費内訳書に不備があるものとして別表各号に掲げる事項に該当する場合は、競争入札心得第7条第12号に該当する入札として、当該入札を無効とする。ただし、軽微な誤記の場合は、注意を行った上で無効としない。

7 問合せ先

総務部総務課管財係 電話0155-54-6608（直通）

別表

分類	未提出又は不備があるものとされる場合
1 未提出であると認められる場合	(1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2) 工事費内訳書と無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の工事費内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 記名押印がない場合
	(6) 複数の工事費内訳書が提出されるなど、工事費内訳書の特定ができない場合
	(7) 他の入札参加者が作成した工事費内訳書を使用した場合
	(8) 入札書と工事費内訳書の同一性が判断できない場合
2 記載内容に不備があると認められる場合	(1) 工事費内訳書の記載内容に誤りがある場合
	(2) 工事費内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる場合
	(3) 工事費内訳書の合計金額が入札金額を上回っている場合
	(4) 値引き又はマイナスの金額を計上している場合
	(5) 工事費内訳書の計算に誤りがある場合
	(6) 工事費内訳書と無関係な書類が添付されている場合
3 その他未提出又は不備があると認められる場合	

**注意事項**

- ① 提出年月日、入札者の記名押印、入札番号、工事名、工種等、金額を必ず記載してください。
- ② 閲覧時に示した工事費内訳書の項目全てに金額を記載してください（0円、マイナスは不可）。
- ③ 値引き等の内訳追加はできません（再計による1万円未満の端数処理を除く。）。
- ④ 入札者以外が作成した工事費内訳書、他の工事の工事費内訳書は使用しないでください。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、入札書と同様に返却しません。
- ⑥ 第1回目の入札時のみ工事費内訳書を提出して下さい（第2回目以降は不要。）。
- ⑦ 工事費内訳書の記載金額と入札書記載金額は必ず一致させて下さい。

建設業法

第20条

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

第13条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

競争入札心得

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (12) その他入札に関する条件に違反した入札